

# 姫路医療生協グループホームめが

## 運営規程

### 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護

#### 第1条 事業の目的

姫路医療生活協同組合が運営するグループホームめが(以下「事業所」という)が行う指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護（以下「事業」という)は、要介護者及び要支援者であって認知症の状態にある者に対し、家庭的な環境の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにする。

#### 第2条 運営の方針

事業所は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行うものとする。

- 1 事業所において提供する(介護予防)認知症対応型共同生活介護は、介護保険法ならびに関係する厚生労働省令・告示の主旨及び内容に沿ったものとする。
- 2 利用者の一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるようサービスを提供する。
- 3 利用者の要介護状態の軽減や悪化防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。
- 4 提供する(介護予防)認知症対応型共同生活介護の外部評価（第三者評価）を受審し、常にサービスの質の向上を図る。
- 5 利用者、家族、地域住民の代表者、市町村職員又は地域包括支援センターの職員、認知症共同生活介護について知見を有するものにて構成される運営推進会議を基準通り開催し、活動状況を報告し評価を受け必要な要望・助言等を聴き、記録を作成し公表する。
- 6 高齢者虐待防止及び身体的拘束等の適正化の推進を行う。(詳細は、第13条に規程)

#### 第3条 従業員の職種、員数及び職務内容

| 従業員の職種 | 員数 | 職務内容                  |
|--------|----|-----------------------|
| 管理者    | 1名 | 当該事業所の従業者の管理、利用申込に係る調 |

|         |                     |  |
|---------|---------------------|--|
|         |                     | <p>整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う</p> <p>従業者に「運営に関する基準」を遵守させるために必要な指揮命令を行う</p>  |
| 計画作成担当者 | 2名<br>(内1名は介護支援専門員) | <p>利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所利用者の認知症対応型共同生活介護計画の作成の取りまとめ、地域の包括支援センターや訪問看護事業所等他の事業所他の関係機関との連絡調整を行う</p>     |
| 介護職員    | 6名以上                | <p>指定認知症対応型共同生活介護の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、自立支援と日常生活の充実に資する支援を行う。</p> <p>また、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従事者を勤務させるために必要な数以上とする</p> |
| 看護職員    | 1名                  | <p>利用者の健康状態を的確に把握し、利用者のかかりつけ医等の医療機関との連携を行う</p>   |

#### 第4条 営業日及び営業時間

- 1) 営業日 365日
- 2) 営業時間 24時間
- 3) サービス提供時間 24時間
  - 日中時間帯 7:00～18:00
  - 夜間・深夜時間帯 18:00～7:00

#### 第5条 利用定員

認知症対応型共同生活介護事業所の利用定員は1ユニット9名、合計18名とする。

#### 第6条 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

- 1 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護の内容について
  - 1) サービスの内容は(介護予防)認知症対応型共同生活介護介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練とする。

- 2) 当事業所は、各共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室等を利用し短期間の指定認知症対応型共同生活介護（以下「短期利用共同生活介護」という）を提供する。個室以外を利用する場合はプライバシーの確保に配慮した個室的なしつらえとする。

短期利用共同生活介護の定員は一の共同生活住居ごとに1名までとする。短期利用共同生活介護の利用は、あらかじめ7日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日）以内の利用期間を定めるものとする。

短期利用共同生活介護の利用にあたっては、利用者を担当する指定居宅介護支援事業者の介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、当事業所の計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護計画を作成することとし、当該認知症対応型共同生活介護に従いサービスを提供する。

入居者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て、短期利用共同生活介護の居室として利用することがある。なお、この期間の家賃等の経費については入居者ではなく、短期利用共同生活介護の利用者が負担するものとする。

## 2 利用料その他の費用の額について

- 1) 指定認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受けるものとする。

- ① 食事代
  - ② 家賃（共益費を含む）
  - ③ 水道光熱費
  - ④ おむつ代、理美容代 実費
  - ⑤ その他日常生活において通常必要な費用で、その利用者が負担することが適当と認められる費用
- ※別に定める料金表の通り

- 2) 前各項の利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 3) 指定認知症対応型共同生活介護を提供する際には、事前に利用者またはその家族に対して必要な資料を提示する等し、当該サービス内容及び費用を説明した上で、利用者または家族の同意を得る。また、必要に応じ、そ

の支払いに同意する旨の文書に署名を受ける。

4) 法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

5) 利用料の支払いは、口座引き落としまたは現金により指定期日までに受ける。

### 3 個別サービス計画の提出に関する事項について

介護予防サービス計画及び居宅サービス計画を作成している、指定介護予防支援事業者及び指定居宅介護支援事業者から（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画の提出の求めがあった際には、当該計画を提出することに協力するように努めるものとする。

## 第7条 個人情報保護

1 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報保護の業務を負う。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を保護させるため、従業者でなくなった後においても、これらの個人情報を保護すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

3 事業所はサービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を予め文書により得ておくものとする。

## 第8条 記録の整備に関する事項

事業所は、職員・設備・備品及び会計に関する諸記録を整備し、また（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

## 第9条 緊急時における対応方法

1 サービス提供中に、利用者の病状に急変及び事故等、その他緊急事態が生じたときは、速やかに家族様・主治医 及び介護支援専門員等へ連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

2 利用者の病状に急変及び事故等の時、主治医との連絡及び指示が得られなかった場合には、協力医療機関への連絡を行う等、あらかじめ確認している緊急時の対応方法に沿い適切な処置を講じるものとする。

## 第10条 非常災害対策

- 1 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難・救出その他必要な訓練を行う等非常災害対策を行う。
- 2 前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める

#### 非常災害業務継続計画の策定と推進

非常災害業務継続計画の策定を行い委員会を組織し、発生時において利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図れるために、従業員に当該計画を周知し必要な研修及び訓練を定期的に実施し、いざ非常災害発生時に行動できる運営を行う。

### 第11条 感染症の予防及びまん延防止のための対策（衛生管理等も含む）及び感染症業務継続計画の策定と推進

感染症の予防及びまん延防止のための対策（衛生管理等も含む）及び感染症業務継続計画を策定し、委員会を組織し、法定回数委員会を開催する。委員会にて感染症を未然に防止することや、感染症が発生した場合拡大しないよう可及的速やかに対応する体制を構築し、従業員に当該計画を周知し必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

### 第12条 虐待防止及び身体的拘束等の適正化の推進

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等防止・身体的拘束等の適正化のため次の措置を講じるものとする。

- (1)1回/3ヶ月、法人で高齢者虐待防止・身体的拘束適正化検討委員会（テレビ電話装置等の活用も行う）を開催→各事業体で高齢者虐待防止・身体的拘束適正化検討委員会で周知・検討→各事業所で高齢者虐待防止・身体的拘束適正化検討委員会で周知・検討し、その結果について従業員に周知徹底を図る
  - (2)高齢者虐待防止及び身体的拘束適正化のための指針の整備
  - (3)従業員に対し、虐待防止及び身体的拘束等の適正化のための研修を法定数実施するとともに、新規採用時には必ず研修を実施
  - (4)上記措置を適切に実施するための担当者を置く
- 2 事業所はサービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
  - 3 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の

状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し、利用者・家族に説明し同意をもらう。定期的にモニタリングを実施し、身体的拘束等の必要性について検討を行い、適正な運営を図る。

- 4 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は介護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを姫路市等に通報するものとする。

### 第13条 その他の重要事項

#### 1 苦情に対する措置の概要

利用者からの苦情に対応する窓口を設置し、迅速に対応する。

苦情の内容等を記録し、事業所にて共有し再発防止に努める。

#### 2 入退居にあたっての留意事項

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護の対象者は、要支援2又は要介護者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たすものとする。

① 人数による共同生活を営むことに支障がないこと。

② 自傷他害のおそれがないこと。

③ 常時医療機関において治療する必要がないこと。

入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。

退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

- 3 この規程に定めるその他の運営に関する重要事項については、本事業所の管理者からの報告に基づき、姫路医療生活協同組合が決定する。

付則：この規程は2013年7月1日をもって施行する。

|              |              |              |
|--------------|--------------|--------------|
| 2016年8月1日改訂  | 2016年12月1日改訂 | 2017年4月1日改訂  |
| 2018年4月1日改訂  | 2020年4月1日改訂  | 2020年7月1日改訂  |
| 2021年11月1日改訂 | 2022年12月1日改訂 | 2024年4月1日改訂  |
| 2024年6月1日改訂  | 2024年11月1日改訂 | 2024年12月1日改訂 |